

群馬県後期高齢者医療広域連合入札心得

1 趣旨

群馬県後期高齢者医療広域連合発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年広域連合規則第12号）等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札の参加

- (1) 入札参加者は、仕様書並びにその他書面を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、1件ごとに封筒に入れ、封筒表面に入札者の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名並びに物件名を記載し、指名通知書に示した日時に提出しなければならない。ただし、封筒の封緘は省略できるものとする。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札の辞退は、入札辞退届により行うものとする。ただし、入札開始後にある場合は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (4) 入札の辞退等により、入札者が1者となった場合には、入札を不調とする。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) その他広域連合長が必要と認めるとき。

6 入札記載金額

平成26年4月1日以後締結を行う契約に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、同税の納税義務がある事業者であるか否かを問わず見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

7 無効の入札

次に掲げる入札は無効とする。ただし、(9)について入札保証金を免除した場合はこの限りでない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項に対し同時に2以上の入札をした者の入札
- (4) 入札に際し不正のあった者のした入札
- (5) 入札書に、入札者の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名並びに入札金額並びに物件名を記載しなかった者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札書による入札
- (7) 押印を欠く入札書による入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (9) 入札保証金の額が契約規則第9条に規定する額に満たない者のした入札
- (10) 入札前に予定価格を公表した場合において予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (11) その他の入札に関する条件に違反した入札

8 失格事由

次に掲げる者は失格とする。

- (1) 定刻までに入札を行わない者

- (2) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満の入札をした者
- (3) 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした者
- (4) 入札執行を妨げた者
- (5) 入札執行者の指示に従わない者

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 入札回数

入札の回数は2回を限度とする。ただし、入札前に予定価格を公表した場合は再度入札は行わない。

11 契約保証金

落札業者は、契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保障を付さなければならない。ただし、契約保証金を免除した場合はこの限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保障する銀行又は甲が
確実と認める金融機関等の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事保証証券による保証
- (5) 契約による債務の履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締
結した場合

12 (読み替え)

- (1) 建設工事の請負契約に係る入札については、本文中「物件名」とあるのは「工事名及び工事場所」と、業務の委託契約に係る入札については、本文中「物件名」とあるのは「業務名及び業務場所」と読み替えるものとする。
- (2) 第6項中、平成26年3月31日以前に締結を行う契約に係る入札に際しては、「100分の8」とあるのは「100分の5」と、「108分の100」とあるのは「105分の100」と読み替えるものとする。

附 則

この心得は、平成26年2月28日から施行する。